

改正

昭和50年3月17日条例第4号

昭和52年3月28日条例第11号

昭和53年3月27日条例第1号

昭和53年12月15日条例第29号

昭和58年1月27日条例第1号

昭和59年12月20日条例第13号

昭和61年9月26日条例第6号

昭和61年12月20日条例第14号

平成4年3月30日条例第6号

平成6年12月21日条例第14号

平成9年9月26日条例第14号

平成10年5月18日条例第10号

平成11年3月18日条例第5号

平成12年3月29日条例第11号

平成12年12月28日条例第34号

平成13年3月26日条例第4号

平成14年9月20日条例第17号

平成15年3月19日条例第2号

平成16年6月23日条例第20号

平成18年9月22日条例第30号

平成19年3月16日条例第2号

平成20年3月19日条例第8号

平成20年6月24日条例第17号

平成21年3月19日条例第5号

平成22年3月19日条例第2号

平成24年6月28日条例第8号

平成26年12月19日条例第22号

平成28年3月18日条例第12号

岩内町医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者、ひとり親家庭等の母又は父及び児童及び乳幼児等に対し、医療費の一部を助成することによつて、健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）

2 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表第5号」という。）に掲げる等級が次のいずれかに該当する者
 - ア 1級又は2級の者（規則別表第5号備考欄1及び3により、2級以上となる者を含む。）
 - イ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（以下「内部障害」という。）に係る等級について、3級を持つ者（内部障害4級を重複して持つ者も対象とする。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医師において、重度の知的障害と判定又は診断された者
- (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」

という。)の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者

3 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。

ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

(2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること。

(3) 「児童」とは、次のいずれかに該当する者であること。

ア ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)に在学する者にあつては、在学する期間を含む。)

イ ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

4 この条例において「乳幼児等」とは、満12歳に達する日の属する年度の末日までの者(ひとり親家庭等の児童を除く。)をいう。

5 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用

に満たないときその満たない額をいう。

- 6 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
- 7 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- 8 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 9 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 10 この条例において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人であつて、現にこの条例による医療費の助成を受けることができる者と生計を共にする養育者をいう。
- 11 この条例において「対象者」とは、この条例による医療費の助成を受けることができる者をいう。

(対象者)

第3条 対象者は、本町に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者又は国民健康保険法第116条の2の規定により本町が行う国民健康保険の被保険者とされた者のうち、乳幼児等、重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護の適用を受けている者及び他の法令で医療費の給付を受けている者並びに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 乳幼児等

所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている者

(2) 重度心身障害者

ア 所得の額が、規則で定める額以上である者

イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める

額以上である者

ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は、同法の規定による医療を受けている場合においては、別表(1)の項及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間

(3) ひとり親家庭等の母又は父及び児童

ア ひとり親家庭等の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上である者

イ ひとり親家庭等の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上である者

ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上である者

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上である者

(受給者の登録)

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者又は保護者は、町長に申請し、医療費受給者の登録を受けなければならない。

(受給者証の交付)

第5条 町長は、前条の規定により登録の申請があつた場合において、医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、当該申請者に対し受給者証を交付する。

(受給者証の提示)

第6条 受給者が、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(一部負担金)

第7条 前条の規定により保険医療機関等において医療を受ける対象者は、別表で定める一部負担金及び基本利用料を合算した額を当該保険医療機関等に支払わなければならない。

(助成の額等)

第7条の2 助成の額は、医療費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）から受給者が負担すべき前条に規定する一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生

活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 助成の始期は、町長が第5条の規定により認めた日の属する月の初日以後に行われた医療について行う。

3 町長は、第2条第7項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成方法)

第8条 医療費の助成は、町長がその助成する額を、保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、受給者、保護者又は国民健康保険団体連合会等に支払うことにより行うことができる。

(届出義務)

第9条 受給者又は保護者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、すみやかに町長に届出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなつたとき。

(3) 医療の給付の根拠となる法令の種類、組合員証又は被保険者証の番号又は保険者の名称若しくは住所に変更があつたとき。

(助成の停止及び資格のそう失)

第10条 受給者が、次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日からこの条例による受給資格をそう失するものとする。

(1) 第3条の規定に該当しなくなつたとき。

(2) 死亡したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第13条 医療費の助成を請求することができる権利は、受給者が保険医療機関等において療養を受けた日の翌月の初日から起算して2年を経過したときは消滅する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(岩内町老人医療費助成条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

岩内町老人医療費助成条例（昭和47年岩内町条例第27号）

岩内町乳幼児医療費助成条例（昭和47年岩内町条例第21号）

岩内町重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年岩内町条例第6号）

岩内町母子家庭等児童医療費助成条例（昭和48年岩内町条例第7号）

附 則（昭和50年条例第4号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第11号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(岩内町医療費助成の特例に関する条例の廃止)

2 岩内町医療費助成の特例に関する条例（昭和52年岩内町条例第38号）は、廃止する。

附 則（昭和53年条例第29号）

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第1号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第13号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。

（従前の医療給付に関する経過措置）

2 この条例による改正後の岩内町医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前による。

（改正前の老人に関する平成6年度までの間の経過措置）

3 施行日から平成7年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に限り、改正前の岩内町医療費助成条例による老人の適用を受けることができる者で、新条例第2条第2項の規定の適用を受けないこととなる者（以下「改正前の老人」という。）については、同項の規定にかかわらず、当該改正前の老人を同項の老人とみなして、新条例の規定を適用する。

4 前項による改正前の老人の経過措置期間に行われる医療に係る医療費の助成額は、次項において読み替えられた新条例第7条の2第1項の規定による額に、次の表の左欄に掲げる経過措置の期間区分に従い、同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額とする。

経過措置の期間区分	助成率
平成4年7月1日から平成5年3月31日までに 行われる医療に係る医療費	3分の2
平成5年4月1日から平成6年3月31日までに 行われる医療に係る医療費	2分の1
平成6年4月1日から平成7年3月31日までに 行われる医療に係る医療費	3分の1

（読替規定）

5 改正前の老人の医療費の助成を行う場合、新条例の規定の適用については、経過措置期間中次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条見出し	受給者証	有資格者証
第5条	受給者証	有資格者証

第7条	前条の規定により医療担当者等 (薬局を除く。以下この条において同じ。)	前条に規定する医療担当者等
	老人保健法第28条の規定に準じて、一部負担金	国民健康保険法又は社会保険各法の規定による一部負担金
第7条の2第1項	前条	老人保健法第28条
第8条第1項	医療担当者等	改正前の老人
第8条第2項	受給者、保護者	保護者

附 則 (平成6年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の岩内町医療費助成条例第2条第10項中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則 (平成9年条例第14号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩内町医療費助成条例(以下「新条例」という。)第2条第3項第1号の規定の施行の際、すでに「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」により新条例の適用を受けることができる者については、第7条の2第2項の規定にかかわらず、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第34号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項第2号イ及び第3条の改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年3月31日以前に岩内町医療費助成条例第2条第6項及び第10条ただし書の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の岩内町医療費助成条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年条例第17号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第20号)

この条例中第1条の規定は平成16年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第30号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(従前の医療給付に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩内町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前による。

附 則 (平成20年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(従前の医療給付に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩内町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第8号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の岩内町医療費助成条例第7条の2第1項の規定は、平成28年8月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、適用日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表

区分		金額
(1)	受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又は	初診時一部負担金 医科診療に係るときは初診1件につき 580円 歯科診療に係るときは初診1件につき 510円 柔道整復師に係るとき（乳幼児等を除く。）は初診1件に

	<p>その属する世帯員全員 (生計維持者を含む。) が市町村民税非課税者 の場合</p>	<p>つき 270円</p>
(2)	<p>上記以外の場合</p>	<p>高確法第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。</p>